

「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 改正瀬戸法で導入された生物多様性及び生物生産性の確保のための栄養塩類管理制度に基づき、海域毎の実情や地域のニーズに応じて、順応的管理プロセスにより、周辺環境の保全と調和した形できめ細やかな栄養塩類管理の実施を促進する
- ② 改正瀬戸法における自然海浜保全地区の指定対象の拡充、30by30に向けたOECMの活用やブルーカーボン（炭素固定機能）への期待の高まり、大阪万博等により、多面的機能を有する藻場・干潟の保全・再生のニーズが拡大していることを踏まえ、地域における藻場・干潟等の保全・再生と利活用の好循環の創出を目指す「令和の里海づくり」活動を後押しする
- ③ 藻場・干潟の保全・再生に向けて、その分布状況や炭素吸収量等に関する基礎的な情報を明らかにする

2. 事業内容

令和4年に改正法が施行された瀬戸内海環境保全特別措置法等を踏まえ、以下の事業を実施する。

①地域における豊かな海づくりの促進

- (1) 栄養塩類管理の課題が入り組んだ海域間の影響等の把握調査・検討
- (2) 栄養塩類管理の生物多様性・生物生産性確保に対する効果等の検証

②里海づくりを通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討

- (1) 里海づくり活動等につながる府県の栄養塩類管理計画策定に対して補助
- (2) 持続可能な活動の構築に向けた藻場・干潟の保全再生等と地域資源利活用の好循環型モデル事業の実施

③閉鎖性海域における炭素吸収量等の調査等

- (1) 主要な閉鎖性海域を中心に藻場・干潟の分布状況を把握
- (2) ブルーカーボンの観点を踏まえた閉鎖性海域における炭素吸収量等の把握

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（②(1)以外）、補助事業（②（1））
- 請負先 民間事業者・団体（②(1)以外）、府県（②(1)）
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

豊かさを実感できる海の再生事業 イメージ図

